

○文部科学省告示第八十四号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年五月二十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

一 姫路城聖火リレールート

期間	令和三年五月二十三日		
対象大会関係施設の所在地	兵庫県姫路市	本町	
対象大会関係施設の区域	兵庫県姫路市	本町（次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	兵庫県姫路市	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域	

備考 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。

二 篠山城史跡庭園聖火リレールート

備考 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。	対象大会関係施設 の所在地	対象大会関係施設 の区域	対象大会関係施設 に係る対象大会関係施設 周辺地域	備考 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
令和三年五月二十四日	市	市	市	
北新町	北新町（次の図面に示す部分に限る。）	兵庫県丹波篠山	兵庫県丹波篠山	
			この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね 三百メートルの次の図面に示す地域	